

令和5年9月19日

厚生委員会資料

市民生活部

目 次

【報告事項】

- 1 富山市総合体育館等の公共施設等運営権に係る実施方針に  
関する条例制定の件について ..... 1 頁
  - ・実施方針の概要
  - ・要求水準書（案）の概要
  
- 2 とやま広域窓口サービスの終了について ..... 12 頁

# 1. 富山市総合体育館等の公共施設等運営権に係る実施方針に関する 条例制定の件について

[スポーツ健康課]

## 【富山市総合体育館 R コンセッション事業「実施方針」の概要】

### 1. 特定事業の選定に関する事項

#### (1) 特定事業の内容に関する事項

##### 1) 事業名称

富山市総合体育館 R コンセッション事業

##### 2) 対象となる公共施設

- ・ 富山市総合体育館
- ・ 富山市 3x3 バスケットボールコート

##### 3) 事業目的（抜粋）

施設の収益化と長寿命化を実現し、新たなまちづくりの中核施設として賑わいを創出する拠点とすることを目的として、PFI 法に基づく R (Rehabilitate) 方式及び PFI 法第 2 条第 6 項に定める公共施設等運営権（コンセッション）方式による事業化を想定している。

##### 4) 事業の概要（抜粋）

#### i. 事業方式

PFI 法に基づき、事業者が自らの提案をもとに施設の設計・改修等を行う R 方式により実施する。維持管理・運営については、公共施設等運営権（コンセッション）方式により運営権を設定し、事業者が利用者や観客に対して多様なサービスの提供を行うことを想定する。

なお、事業者の使用許可権限を付与するため、公の施設の指定管理者制度を併用する。

#### ii. 業務範囲

##### ① 統括管理業務

- 統括マネジメント業務
- 総務・経理業務
- セルフモニタリング業務
- その他、上記業務を実施する上で必要な関連業務

##### ② 設計・期初改修業務

- 事前調査業務
- 設計業務及びその関連業務
- 各種申請等業務

- d. 期初改修業務
- e. 工事監理業務
- f. その他、上記業務を実施する上で必要な関連業務

### ③ 計画修繕業務

- a. 長期修繕計画立案業務
- b. 計画修繕業務
- c. 事業期間終了時の引継ぎ業務
- d. 次期長期修繕計画立案業務
- e. その他、上記業務を実施する上で必要な関連業務

### ④ 開業準備業務

- a. 前指定管理者からの引継ぎ業務
- b. 利用規約作成業務
- c. 維持管理・運営業務に係る準備業務
- d. 供用開始前の予約受付業務
- e. 供用開始前の広報・誘致業務
- f. リニューアルオープン式典業務
- g. 行政等への協力業務
- h. その他、上記業務を実施する上で必要な関連業務

### ⑤ 維持管理業務

- a. 建築物保守管理業務
- b. 建築設備保守管理業務
- c. 什器備品保守管理業務
- d. 清掃業務
- e. 環境衛生管理業務
- f. 警備業務
- g. 駐車場保守管理業務
- h. 植栽管理業務
- i. 外構保守管理業務
- j. 事業期間終了時の引継ぎ業務
- k. その他、上記業務を実施する上で必要な関連業務

### ⑥ 運営業務

- a. 予約管理業務
- b. 料金收受業務
- c. 総合案内業務
- d. 安全管理及び緊急時対応に関する業務
- e. 避難所対応業務
- f. 広報・誘致業務

- g. 駐車場管理業務
- h. 行政等への協力業務
- i. 事業期間終了時の引継ぎ業務
- j. その他、上記業務を実施する上で必要な関連業務

#### ⑦ B リーグ改修・魅力化改修業務

- a. 新B1アリーナ基準の充足を目的とした設計・改修業務
- b. 本施設の魅力化を目的とした設計・改修業務
- c. 上記a. b. 業務に伴う什器備品設置業務
- d. 事前調査業務
- e. 各種申請等業務
- f. 工事監理業務
- g. その他、上記業務を実施する上で必要な関連業務

#### ⑧ 自主事業

- a. 飲食・物販業務
- b. 広告誘致業務
- c. ネーミングライツ業務
- d. エリアマネジメント・地域連携に関する業務
- e. その他、事業者の提案により実施する業務

### 5) 事業者の収入に関する事項

#### i. サービス対価

##### ① サービス対価 A

本市は、事業者が行う統括管理業務、設計・期初改修業務、計画修繕業務に関する費用について、市が設定した上限金額の範囲内で事業者が提案した金額。

##### ② サービス対価 B

施設の維持管理及び運営については、事業者による利用料金収入等及び本市による運営費用負担による事業運営を想定。事業者は、本市による負担総額及び各年度の負担額を提案するものとする。

##### ③ サービス対価 C

事業者が行う B リーグ改修・魅力化改修業務に関する費用について、市が設定した上限金額の範囲内で事業者が提案した金額。

#### ii. 利用料金収入等

興行等のために利用する場合は、事業者の提案に基づき本市と協議の上で事業者が設定する。

その他の催しや市民スポーツ等に利用する場合の利用料金体系及び水準については、事業者の提案を参考として、本市が定める条例の範囲内で事業者が設定する。

### iii. 事業者の収益等の帰属について

事業者の創意工夫によって生じる収入増及び経費節減による支出減については、原則として事業者に帰属させる。

一定の範囲内においてプロフィットシェア（入札時に提出する計画以上の利益が得られた場合に、その利益の一部を市に還元する）を導入する。

#### 6) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日（令和 6(2024)年 9 月を予定）から令和 21(2039)年 9 月末日までとすることを予定。

## 2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### (1) 募集及び選定方法

民間事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスを求めるものとし、民間事業者の幅広い能力・ノウハウ・実績等を総合的に評価して選定する。

民間事業者の選定方法は、総合評価一般競争入札方式により行う。

### (2) 募集及び選定スケジュール

募集及び選定のスケジュール（予定）は次のとおり。

年月	内容
令和 5 年 10 月	実施方針・要求水準書（案）等 公表
11 月	実施方針・要求水準書（案）等に対する質問・意見受付、回答・公表
12 月	債務負担行為 議決
令和 6 年 1 月	特定事業の選定・公表
	入札公告
2 月	入札公告に対する質問受付、回答・公表
	参加表明書の受付
3～4 月	個別対話の実施、実施結果の公表
5 月	入札及び提案書の受付
6 月	落札者の決定
8 月	事業契約（仮契約）締結
9 月	事業契約締結

### (3) 審査及び選定に関する事項

#### 1) 選定委員会

学識経験者等で構成する「富山市総合体育館 R コンセッション事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置する。

選定委員会は、学識経験者等の 5 名程度で構成し、選定委員会の委員名簿については、入札説明書等公表時において公表する。

## 【富山市総合体育館 R コンセッション事業「要求水準書（案）」の概要】

### 1.1. 事業目的

富山市総合体育館の収益化と長寿命化を実現し、新たなまちづくりの中核施設として賑わいを創出する拠点とすることを目的として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)(以下、「PFI 法」)に基づく R (Rehabilitate) 方式及び PFI 法第 2 条第 6 項に定める公共施設等運営権 (コンセッション) 方式による事業として実施するものである。

### 1.2. 事業内容等

#### 1.2.1. 対象施設

本事業の対象施設 (以下「本施設」という。) は、以下の 2 施設とする。なお、対象施設全体を運営権の設定対象施設とすることとする。

- a. 富山市総合体育館
- b. 富山市 3x3 バスケットボールコート

#### 1.2.2. 業務範囲

##### (1) 統括管理業務

- a. 統括マネジメント業務
- b. 総務・経理業務
- c. セルフモニタリング業務
- d. その他、上記業務を実施する上で必要な関連業務

##### (2) 設計・期初改修業務

- a. 事前調査業務
- b. 設計業務及びその関連業務
- c. 各種申請等業務
- d. 期初改修業務
- e. 工事監理業務
- f. その他、上記業務を実施する上で必要な関連業務

##### (3) 計画修繕業務

- a. 長期修繕計画立案業務
- b. 計画修繕業務
- c. 事業期間終了時の引継ぎ業務
- d. 次期長期修繕計画立案業務
- e. その他、上記業務を実施する上で必要な関連業務

#### (4) 開業準備業務

- a. 前指定管理者からの引継ぎ業務
- b. 利用規約作成業務
- c. 維持管理・運營業務に係る準備業務
- d. 供用開始前の予約受付業務
- e. 供用開始前の広報・誘致業務
- f. リニューアルオープン式典業務
- g. 行政等への協力業務
- h. その他、上記業務を実施する上で必要な関連業務

#### (5) 維持管理業務

- a. 建築物保守管理業務
- b. 建築設備保守管理業務
- c. 什器備品保守管理業務
- d. 清掃業務
- e. 環境衛生管理業務
- f. 警備業務
- g. 駐車場保守管理業務
- h. 植栽管理業務
- i. 外構保守管理業務
- j. 事業期間終了時の引継ぎ業務
- k. その他、上記業務を実施する上で必要な関連業務

#### (6) 運營業務

- a. 予約管理業務
- b. 料金收受業務
- c. 総合案内業務
- d. 安全管理及び緊急時対応に関する業務
- e. 避難所対応業務
- f. 広報・誘致業務
- g. 駐車場管理業務
- h. 行政等への協力業務
- i. 事業期間終了時の引継ぎ業務
- j. その他、上記業務を実施する上で必要な関連業務

#### (7) Bリーグ改修・魅力化改修業務

- a. 新B1アリーナ基準の充足を目的とした設計・改修業務



- b. 本施設の魅力化を目的とした設計・改修業務
- c. 上記a. b. 業務に伴う什器備品設置業務
- d. 事前調査業務
- e. 各種申請等業務
- f. 工事監理業務
- g. その他、上記業務を実施する上で必要な関連業務

## **(8) 自主事業**

- a. 飲食・物販業務
- b. 広告誘致業務
- c. ネーミングライツ業務
- d. エリアマネジメント・地域連携に関する業務
- e. その他、事業者の提案により実施する業務

## **2. 設計・期初改修業務**

### **2.1. 業務の概要**

#### **2.1.1. 基本的な考え方**

本業務の目的は、富山市総合体育館について、竣工後の使用や運用、経年劣化等により低下した施設の性能や機能を初期の状態に戻す（機能回復）とともに、施設の現状の利用状況に合わせて一部機能・性能を改修（機能向上・変更）し、既存法令等への適合を適切に図る（既存不適格の解消）こととする。

## **3. 計画修繕業務**

### **3.1. 業務の概要**

#### **3.1.1. 基本的な考え方**

本施設及び本施設内の設備は、善良な管理者の注意をもって正常に保持し、適正な利用に供するよう日常的な保守点検を行うとともに、部品交換や施設の補修修繕を行うこと。各種修繕計画を策定した上で、建築物、建築設備、外構、植栽を対象に、必要な修繕を実施する。なお、通常の利用に伴う損耗や劣化に伴う修繕、更新を含むものとする。

## **4. 開業準備業務**

### **4.1. 業務の概要**

#### **4.1.1. 基本的な考え方**

事業者は、本施設の供用開始がなされるまでの間、本書に従い、本施設のオープンが円滑かつ効果的に遂行できるよう必要な準備業務に取り組むものとする。

市は事業者の有するプロモーション能力や企画力により、利用者の本施設に対するイメージや価値を高めるとともに、本施設のオープンが広く周知されることによ

り、オープン当初から多くの来館者で賑わうことを期待している。

## 5. 維持管理業務

### 5.1. 業務の概要

#### 5.1.1. 基本的な考え方（抜粋）

事業者は、業務期間において、本書に従い、本施設等及び建築設備等の機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態に保ち、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるような品質、水準等を保持するものとする。また、維持管理は、状態基準保全を基本とし、必要な修繕等を的確な時期に実施することで劣化による危険、障害の発生を未然に防止するものとする。

## 6. 運営業務

### 6.1. 業務の概要

#### 6.1.1. 基本的な考え方

運営業務は、本施設を対象とし、市民の誰もが安全、快適に利用できるサービスを提供するとともに、スポーツ・レクリエーションの拠点及び憩いとにぎわいの場として運営されることを目的とする。

なお、本要求水準に示す内容は市が考える標準的な運営内容であり、事業実施に際しては、民間の自由な創意工夫によるサービスの向上、集客数増加、事業収入の増加を強く期待している

## 7. Bリーグ改修・魅力化改修業務

### 7.1. 業務の概要

#### 7.1.1. 基本的な考え方

事業者は、Bリーグ改修・魅力化改修業務を実施すること。

#### 7.1.2. 業務の範囲

事業者は、本施設における次の項目についてBリーグ改修・魅力化改修業務を行うものとする。

a. 新B1アリーナ基準の充足を目的とした設計・改修業務

※ 観客席数 5,000 席

VIP ルームの設置

トイレの増設 など

## 8. 自主事業

### 8.1. 業務の概要

#### 8.1.1. 基本的事項

事業者は、本事業において新たな価値や魅力を生み出し、本施設の収益化を図るとともに、周辺エリアを含めたまちづくりや地域経済活性化を促すことを目的として、事業者自らの提案による自主事業を実施することとする。自主事業は独立採算とし、事業者は自主事業の収入を自らの収入として得ることができる。

事業者は、運営権を権原に事業者自ら実施又は第三者に委託することにより、本施設の壁面・床面を活用して、飲食・物販や広告などのサービス等を提供することとする。

その他、本施設の収益性及び魅力向上に資する事業について、自らが企画する自主事業を実施することができる。

#### 8.1.2. 業務の範囲

事業者は、本施設における次の項目について自主事業として実施するものとする。

- a. 飲食・物販業務
- b. 広告誘致業務
- c. ネーミングライツ業務
- d. エリアマネジメント・地域連携に関する業務
- e. その他、本施設の収益性及び魅力向上に資する事業

## 9. 統括管理業務

### 9.1. 業務の概要

#### 9.1.1. 基本的な考え方

事業者は、本事業全体を安定的かつ円滑に進捗させるために、統括管理業務を実施すること。

事業者は、事業の推進及び会社運営において必要となる業務として、要求水準として示す業務内容のほか、自ら必要と判断した業務を実施すること。

## 10. 市への提出書類等

### a 定款の写し


事業者は、自らの定款の写しを、事業契約の締結後及び定款に変更があった場合に市に提出する。

### b 株主名簿の写し

事業者は、会社法第121条に定める自らの株主名簿（以下「株主名簿」という。）の写しを、事業契約書の締結後及び株主名簿に記載又は記録されている事項に変更があった場合に市に提出する。 など

## 11. その他

- ・施設内に（公財）富山市スポーツ協会の事務所を確保すること。
- ・優先使用等の利用者調整については、原則として現在の考え方を適用するものとし、市と協議して決定すること。
- ・事業者は、市による公的利用等に係る優先予約に協力すること。

優先順位	種 類
 高 ↑ ↓ 低	国際大会、全国大会、北信越大会等の催事、プロスポーツ等の興行等
	県レベルの大会等の催事、市または市教育委員会の主催行事等
	市スポーツ協会加盟団体が主催または主管する団体
	その他の団体の主催イベント等
	一般利用

## 【とやま広域窓口サービス事業費】

# 2 とやま広域窓口サービスの終了について

[市民課]

### (1) 概 要

とやま広域窓口サービスは、住民の日常生活や社会経済活動の圏域広域化に見合った行政サービスを提供するため、本来の住所地や本籍地以外の市町村でも住民票、戸籍、印鑑証明書等の受付・交付が可能となるよう、県内15市町村間で事務委託の規約を制定し、平成15年11月27日からサービスを提供しています。

現在、マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付の普及に加え、令和6年3月には、全国の市町村窓口において、これまでの住民票に加え戸籍証明書の取得が可能となる予定です。

また、令和6年3月までにISDN（サービス総合デジタル網）サービスの提供が終了することで、とやま広域窓口サービスで用いるG4規格FAXによる高速・高解像度のFAX通信が出来なくなることや、代替サービスが創設されることで、とやま広域サービスが果たす役割は終わったものとして、令和5年度末をもって当該サービスを終了するものです。

### (2) サービスの概要

現 在	令和6年4月1日時点
① とやま広域窓口サービス (県内15市町村間) 住民票、印鑑証明書、戸籍証明書*1 戸籍附票、身分証明書	① とやま広域窓口サービス 終 了
② 広域交付(全国) 住民票	② 広域交付(全国) 住民票、 <u>戸籍証明書</u> *2
③ コンビニ交付*3 住民票、印鑑証明書、戸籍証明書*1 戸籍附票、所得課税証明書	③ コンビニ交付 同 左
④ 郵便請求 各種証明(印鑑証明書除く) 転出証明書	④ 郵便請求 同 左
	⑤ <u>LINE</u> 請求*4 住民票、身分証明書、独身証明書

は、マイナンバーカードを利用するサービス

※1 現在戸籍のみ

※2 電算化されたもの全てが対象となる(令和6年3月サービス開始予定)

※3 各種手数料が窓口での交付に比べ100円低く設定(R5.5.1~R7.4.30)

※4 令和5年10月頃サービス開始予定

### (3) サービスの利用実績

#### とやま広域窓口サービス（本市委託分） (件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
戸籍	1,353	1,177	1,158
戸籍附票	109	105	89
住民票	224	213	153
印鑑証明書	81	62	71
身分証明書	52	50	47
<b>計</b>	<b>1,819</b>	<b>1,607</b>	<b>1,518</b>
(参考)本市受託分	(3,090)	(2,876)	(2,969)

#### (参考) コンビニ交付サービス (件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
戸籍	1,582	3,514	6,299
戸籍附票	169	355	514
住民票	6,691	16,644	26,172
印鑑証明書	3,851	9,680	14,778
<b>計</b>	<b>12,293</b>	<b>30,193</b>	<b>47,763</b>
(参考)マイナンバーカード年度末交付率	25.1% (申請率 38.4%)	42.4% (申請率 49.8%)	67.1% (申請率 76.9%)

### (4) スケジュール

- 令和5年7月20日・富山県戸籍・住民基本台帳事務協議会総会にて  
令和5年度末でのサービス終了を議決
- 9月・市議会厚生委員会にて経過報告
- 10月～・市民に対しサービス終了及び代替サービスの利用について周知
- 令和6年3月・市議会で「証明書等の交付等に係る事務の相互委託の廃止の件」について議決
- ・議決後、各市町村と事務の廃止について2者協議
- ・「証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止」について告示
- 3月末**・とやま広域窓口サービス終了
- 4月・国（法務局）、県への報告